

## 第9号議案

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月11日

教育長 橋本 幸三

## 提出の理由

京都市立義務教育学校条例の一部が改正され、京都市立京北第一小学校、京都市立京北第二小学校、京都市立京北第三小学校及び京都市立周山中学校を統合した京都市立京都京北小中学校が設置されることに伴い、「京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）について、所要の改正を行うものである。



京 都 府 教 育 委 員 会 規 則 第 ● 号

京 都 府 立 の 中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 通 学  
区 域 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規  
則

京 都 府 立 の 中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 通 学 区 域  
に 関 す る 規 則 ( 昭 和 59 年 京 都 府 教 育 委 員 会 規  
則 第 14 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 1 の 1 の 表 、 別 表 第 2 の 1 の 表 及 び  
同 表 の 備 考 中 「 周 山 中 学 校 」 を 「 京 都 京 北 小  
中 学 校 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す  
る 。

# 京都府立の中学校及び高等学校の通学区区域に関する規則（昭和59年教育委員会規則第14号）新旧対照表

現行

別表第1（第2条関係）  
1 普通科の通学区区域

高等学校名	通学区		地域
	名称	(略)	
京都府立北桑田高等学校 京都府立園部高等学校 京都府立須知高等学校	口丹通学区	(略)	京都市（ <u>周山中学校</u> の通学区区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
(略)			

別表第2（第2条関係）  
1 普通科の通学区区域

高等学校名	通学区		地域
	名称	(略)	
京都府立山城高等学校 京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校	京都市（ <u>周山中学校</u> の通学区区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）	(略)	京都市（ <u>周山中学校</u> の通学区区域に限る。）
京都府立亀岡高等学校	京都市 亀岡市 南丹市 京丹波町	(略)	京都市（ <u>周山中学校</u> の通学区区域に限る。）

備考 この表に規定する京都府立亀岡高等学校、京都府立宮津天橋高等学校及び京都府立丹後緑風高等学校にあつては、京都市（周山中学校の通学区区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の通学区区域を除いた地域から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の20以内とする。

改正案

別表第1（第2条関係）  
1 普通科の通学区区域

高等学校名	通学区		地域
	名称	(略)	
京都府立北桑田高等学校 京都府立園部高等学校 京都府立須知高等学校	口丹通学区	(略)	京都市（ <u>京都京北小中学校</u> の通学区区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
(略)			

別表第2（第2条関係）  
1 普通科の通学区区域

高等学校名	通学区		地域
	名称	(略)	
京都府立山城高等学校 京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校	京都市（ <u>京都京北小中学校</u> の通学区区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）	(略)	京都市（ <u>京都京北小中学校</u> の通学区区域に限る。）
京都府立亀岡高等学校	京都市 亀岡市 南丹市 京丹波町	(略)	京都市（ <u>京都京北小中学校</u> の通学区区域に限る。）

備考 この表に規定する京都府立亀岡高等学校、京都府立宮津天橋高等学校及び京都府立丹後緑風高等学校にあつては、京都市（京都京北小中学校の通学区区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の通学区区域を除いた地域から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の20以内とする。

備考

京都市立義務教育学校の一部改正に伴う改正